

Title	季御読経における請僧
Author(s)	佐野,和規
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1991, 25, p. 57-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48026
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

季御読経における請僧

じめに

佐

野

和

規

は

ものではない。 することにつながる。にもかかわらず、この問題について多少とも考察している研究は土谷恵氏、伊藤清郎氏のも(3) 義を有しているところの国家的法会に関する実証的研究が立ち遅れていることにあろう。このようなことから私は、 を追求する研究はなお十分であるとは言いがたい。その原因の一つは、中世国家及び寺家権門にとって、重要な意 し、それらは個別寺院史研究にとどまるものが多く、寺社勢力全体の在り方、あるいは、中世国家と寺社との関係 のを除いて見当らない。また、貴重な両氏の研究も請僧に関する部分については問題点を多く含んでおり、十分な ことである。国家的法会の請僧の問題を追求することは国家と僧侶との関係、さらに、国家と寺家との関係を追求 中世の国家的法会に注目し、特にその請僧の問題を具体的に検討してみたい。請僧とは、僧侶を選定し法会に招く 黒田俊雄氏の顕密体制論の提起以来、 中世史の分野では、寺社勢力に関する研究が盛んに行なわれてきた。

そこで、本稿においては、国家的法会の請僧の問題を考察する第一歩として、重要な宮中仏教年中行事の一つで

うるものと考える。第三に、季御読経は請僧規模が大きいためか、他の仏事に比べて請僧についての史料が豊富で 第二に、季御読経を事例に選ぶ理由だが、季御読経は仁王会と並んで請僧人数が百人にも及び、恒例の国家的法会 ある「季御読経」の請僧の在り方を検討する。季御読経という一つの事例だけでこの問題を追求するのは次の理由 の中でその規模が最大である。従って、請僧規模のもっとも大きな場合として請僧形態の一つの典型的事例となり て研究していく場合、当面一つ一つの法会でその具体的形態を明らかにしていく必要があると考えるからである。 からである。第一に、後にみるように請僧方式は複雑であり、また、法会ごとに相違する。このため、 請僧につい

あるからである。

読会にある。これが九世紀末、十世紀初頭に整備され「季御読経」として本格的に成立した。この季御読経は南北 八十人の僧侶が請ぜられる。この季御読経の起源は、貞観元(八五九)年にはじめられた恒例の二季の大般若経転 陽寮勘申によって決定される。法要は御前(清涼殿)と南殿(紫震殿)の二ヶ所において営まれ、それぞれ二十人、 仏教年中行事の一つである。春秋の二季、それぞれ四日間に渡って行なわれる。その期日は固定せず、陣定での陰 ここで、季御読経という法会について、その概略を説明する。季御読経とは、大般若経転読会を中心とした宮中 以上の理由から、季御読経は請僧の問題を追求するうえで格好の素材ということがいえるだろう。(6)

一 季御読経請僧の本来的形態(十~十一世紀前半)

朝期以降実施が確認できなくなる。

ここでは、季御読経の成立以後十一世紀前半までみられた請僧形態を明らかにする。

方式の変化の画期は、十一世紀後半から十二世紀前半までの間にあると考えられる。(9) である。このような変化は季御読経の請僧形態の変化を示すものと考える。つまり、この表1から季御読経の請僧 僧名定に提出されているのに対して、十二世紀以降は、基本的に「旧定文」と「今日可;請定;僧名」の二種類のみ 文書の種類が十一世紀までと十二世紀以降とでは全く異なっていることがわかる。十一世紀までは、 る。こうした場合のように、僧名定の場に提出された文書を年代ごとに整理したのが表1である。それによると、 五月二日条では、 僧綱名帳、 上卿藤原実資が季御読経僧名定をはじめるに先立って、「仰ヒ可」奉」例文・硯等」之由ュ」せたところ、史は「近例文・ 要ないくつかの文書が用意され上卿の前に提出される。例えば、『小右記』寛仁二(一〇一八)年三月闕日条では、 なら陣定は、 まず、表1を参照されたい。季御読経の請僧百人は陣定の形態で決定される。このような国家的法会の請僧を行 三会已講阿闍梨名帳、 普通「僧名定」とよばれている。この僧名定がはじめられるに当たっては、予め史によって請僧に必(8) 史が僧名定の上卿に奉った文書として「去年定文、僧綱、阿闍梨、諸寺僧名帳」が挙げられてい 軸輪転名帳等」を進めたとある。また、同じく『小右記』治安三(一〇二三)年 多様な文書が

季御読経においては僧侶を請ずるのに次の三段階の手続きがとられる。

そこでまず、十一世紀までみられた季御読経の請僧の本来的形態について追求する。

- ① 季御読経に請ずる百人の僧侶を定める僧名定
- ② 請僧の中から辞退者(闕請)が出た場合、それを補う闕請定
- これらは、いずれも行事上卿(場合によっては日の上卿)の主導で陣定の形態で行なわれ、決定された請僧は蔵人 (3)こうして確定した請僧百人の中から、 特に御前に召される僧侶二十人を定める御前僧定(10)

表1 季御読経僧名定に提出された文書

です。							
年月日(年代)		出	文	書	典	拠	
10世紀	・年名僧名 ・名僧帳 ・内寺県関文 ・内寺任死去勘覧・ ・八春季、 ・「春季、有解、	〔 興福寺	,輪転中	召去年立義	『西宮記』 (巻五,季	御読経)	
寛仁 2 (1018)年 3月	・近例文・僧綱名帳・三会已講阿閣・軸輪転名帳・去年見学立義	梨名帳			『小右記』		
治安 3 (1023)年 5月2日	・去年定文 ・僧綱阿闍梨諸 ・外任死去勘文 ・去年興福寺竪	_		義者	『小右記』]	
長元2(1029)年 9月28日	・綱所進死去関 ・寺々解文 ・僧正慶命上辞		文		『小右記』		
11世紀 ※1	・年々僧名 ・名僧帳 ・諸寺解文 ・外任死去勘文 ・興福寺延暦寺	竪義者活	生文		『江家次第 (巻第五, 読経事)	第』 季御	
仁安 2 (1167)年 7月25日	・旧定文一通 ・今日可請定僧	名一通			『玉葉』		
嘉応 2 (1170)年 3月12日	・年々定文一通 ・今度可請之僧	名一通			『玉葉』		
建仁 2 (1202)年 6月16日	・旧定文一巻 ・今度可候之僧	名一卷	等		『猪隈関白	記]	
承久 2 (1220)年 3月4日	・年々置定文一 ・今度可配之僧	巻 名			『玉藥』		
	年々僧名・僧帳・諸寺解文・外任死去勘文・興福寺延暦寺	竪義者に	文 ※2		「民経記」 (『大日本 5編之8, 二十一日	史料』 五月 条所収)	

^{※1 『}江家次第』は十二世紀初頭に成立するものだが、この季御読経に関する部分は十一世紀 段階の内容を示していると考える [注 (16) 参照のこと]。

^{※2} 天福二年の事例は、「民経記」の筆者である広橋経光が『江家次第』の該当部分をそのまま 写したものであると思われる。 そのことはこの前後の文言が『江家次第』のものと全く同じ であることから窺える。

ないし行事弁に付して奏上される。

(1)僧名定 それでは、それぞれの段階ごとに分けて季御読経の請僧形態を具体的に考察しよう。

まず、季御読経の請僧百人がどのような僧侶であったかを検討する。

『江家次第』には、 季御読経の僧名定文の雛型が載っており、 それによって季御読経に請ぜられる百人の僧侶の

惣百人

身分・所属寺院等が窺える。

僧綱

三会已講

大威儀師百口中 威従各一人百僧外

諸寺 東大寺 與福寺四人輪転、次第一人

薬師寺 西大寺忠上各一人 元興寺

大安寺巴上各一人、往

法隆寺人 東寺

西寺尼上各一人

梵釈寺 延暦寺八人如東大寺 崇福寺 定心寺諸寺次第在三百僧内1

天王寺 常住寺

広隆寺 法性寺 雲林院 圓融院 法琳寺 仁和寺 圓成寺 醍醐寺

已上各一人^{但随:僧綱員:有:出入1} (H) 慈徳寺

積善寺

圓教寺

法成寺

なっていたようである。 これによると、季御読経に請ぜられる僧侶は次の三種類の身分に分けて考えられており、請僧の仕方もそれぞれ異

がある。これは、季御読経が本来畿内近国の名僧を普く招いて行なうという理念を有しているということを示すも 経でさえ十箇寺からの請僧で千人もの僧侶を充足できることからすれば、季御読経に係わる寺院数には特別な意味(エタ) 部分に例えているのであろう。これらの諸寺凡僧の割当ては畿内近国の寺院三十四箇寺にも及んでいる。千僧御読 それ以外の寺は一人ないし二人の軸請である。この軸請・輪転という表現は、請僧の在り方を車の軸と回転(輪転)(3) の僧侶は「輪転」とよばれている。東大寺・興福寺・延暦寺の三寺はそれぞれ軸請と輪転合わせて八人が請ぜられ、 必ず請ぜられる僧侶と、交替で請ぜられる僧侶に分かれていたようである。前者の僧侶は「軸請」とよばれ、後者 て第三に、諸寺凡僧である。このうち諸寺凡僧については、寺ごとに分担の僧数が記載されている。これは、 第一に挙げられているのは、僧綱位のものである。第二に、三会已講・内供・阿闍梨等の有職凡僧である。そし(ユ) 毎年

のであると考える。つまり季御読経は、僧綱・有職に任ぜられるような名僧、さらに畿内近国の諸寺に属する名僧(5)

それではこのような僧侶たちは、季御読経の僧名定においてどのような方式で請ぜられたのだろうか。

を普く請じて営まれる法会なのであった。

しており、 の記載を手がかりに、表1にみられる史料やその他の記録によって補足しながら、それぞれがどのような機能を有 種類の文書に整理することができるであろう。例えば『江家次第』では、上卿が「仰」弁令」進例文」として「年々 十一世紀までは、僧名定の場に提出される文書が多様であることを指摘したが、それらは次のiからvに示す五 々僧帳、諸寺解文、外任并死去勘文等、興福寺延暦寺竪義者注文等」の五つを挙げている。この『江家次第』 互いにどのように関連していたかを考察することによって、僧名定の具体的形態を明らかにしていきた

『江家次第』には、僧名定に用意される文書として、最初に「年々僧名」を挙げている。 これは過去何年かの季御読経僧名定で作成された僧名定文のことである。寛仁二(一〇一八)年には「近例文」、

侶をそのまま請じ、欠員の分だけを別の僧侶で補うという原則にたっていたのであろう。そして、補われる僧侶は ぞれ「改補」されている。つまり、僧名定では、去年あるいはそれ以前に作成された僧名定文に記載されている僧 月二十六日の僧名定においては、 僧名が「長和二年定文」に基づいて書かれ、「死去者・隠居者」についてはそれ 治安三(一〇二三)年には「去年定文」と表現されている(表1)。 仁王会の事例だが、 寛仁元(一〇一七)年九

以下の文書に基づいて選ばれたと考える。

名僧帳

まず、『江家次第』にみられる「名僧帳」という文書である。

思われる。そして、iで考察した「年々僧名」にみえる欠員は、これらの「名僧帳」に登録されている僧侶によっ 国家的法会共通の請僧の帳簿であり、さらに請僧のみならず、朝廷が顕密僧を把握するための基本台帳であったと(キロ) う三つの身分に応じてそれぞれ「名僧帳」が存在していたと考えられる。これらは**、**季御読経に限らず、あらゆる 安三年には「僧綱、阿闍梨、諸寺僧名帳」という形でみられる(表1)。 つまり、(8) これは、寛仁二年の例では「僧綱名帳」「三会已講阿闍梨名帳」「軸輪転名帳」の三つの文書としてあらわれ、治 僧綱・有職凡僧・諸寺凡僧とい

これらの「名僧帳」は僧侶の補任や異動があるたびに、朝官によって訂正されていたと考えられる。

外任并死去勘文

て基本的に補充されたのであろう。

iii

欠員を確認するためのものであろう。 『江家次第』にはさらに、「外任并死去勘文」という文書がみられる。これは「年々僧名」における僧綱・有職の

上卿の命によって綱所にこのような勘文を作成させたのであろう。 ているところだが、それらの死亡や遠行は実態を掌握しにくいのではないか。このため、僧綱・有職については、 去」したため「外任・死去者仰||綱所||可ゝ令||勘申|」きことを命じている。僧綱・有職の補任や異動は朝廷が把握し 治安元(一○二一)年十二月十三日の季御読経僧名定に備えて、行事上卿藤原実資は、「去春・夏比南北僧多死

iv

諸寺解文

與福寺、

輪転中召||去年立議者|、有||解文|」とある。つまり延暦寺と興福寺は、春季御読経の諸寺凡僧の輪転分に(第)

寺が補うために提出する解文であると考える。 『江家次第』には「諸寺解文」とよばれる文書も登場する。これは、「年々僧名」における諸寺凡僧の欠員を、

諸

ぜられた。しかし、藤原実資はその命に対して、「依,本寺解文,入,軸請,、而不」令」知,本寺,暗入,軸請,如何」と が罪を犯したため本寺を追放されており、よって「可∠止;軸請」、改入;他人;可∠奏」きことが関白藤原頼通より命 る申請に基づいてなされるのであろう。既に取り上げた寛仁元(一〇一七)年九月二十六日の仁王会僧名定の事例 いう感想を述べている。つまり、季御読経請僧のうち諸寺凡僧の軸請に当たる僧侶の変更は、寺家からの解文によ 『小右記』万寿四(一○二七)年四月二十一日条によると、季御読経の軸請の一人である興福寺の良胤という僧侶 そしてこの場合、iiでみた「名僧帳」は寺家が推挙してきた僧侶を確認するために用いられたものと思われ これまで季御読経に出仕していた諸寺凡僧に欠員が生じたとき、新しい僧侶を寺家側が推挙する文書ではな 「聖神寺解文」なるものがみられ、それは聖神寺の欠員を聖神寺司が補うものであった。このように諸寺解

興福寺延曆寺竪義者注文

この諸寺解文は綱所を通じて行事所に提出される。(3)

これは前年の興福寺研学竪義者及び延暦寺広学竪義者についての名簿ないし解文である。『西宮記』には「春季延暦、 表1の寛仁二(一〇一八)年や治安三(一〇二三)年の場合には、「去年」という文言が付記されている。つまり、 『江家次第』にはその他に「興福寺延暦寺竪義者注文」なるものがみられる。

去年の研学広学竪義者を加えることのできる慣例があったらしい。

なおこの解文は維摩会勅使等が持参し提出する。 (※)

以上が僧名定の場に史によって提出される文書である。これらの文書を用いて次の原則で僧名が定められる。

(a) 変更されるべき僧侶を確認し、名僧帳と諸寺解文及び竪義者注文によって新しく補う僧侶を決定する。(タス) 年々の僧名定文に挙げられている僧侶を原則として請ずる。但し、外任并死去勘文や諸寺解文によって、

(b) の死去辞任があった場合は、「諸寺僧名帳」に照らし合わせてもとに復される。 僧綱有職を優先的に請僧する。そのため名僧帳における僧綱や有職の増減に応じて、諸寺凡僧を追加ない 請僧が丁度百人になるように調整する。そして、止められたり人数が減じられた諸寺凡僧も僧綱等(%)

こうして完成した僧名定文は内覧・奏上されたのち、 (9)) にみられるような指示は上卿が行ない、上卿の指示に基づいて、参議ないし大弁が僧名定文を執筆していく。 行事弁に下され、さらに史を通して綱所に下し廻請が命じら

(2) 闕請定と闕請への対策

れる。綱所は法務の署名を得たのち廻請を行なう。

次に闕請定と闕請への対処の仕方についてみてみたい。

出仕僧数が百人となるようにするのである。これが闕請定である。そして、これは闕請が出来するたびに逐次行な 事所に提出する。提出された辞書に基づいて、行事上卿は陣定を再び行ない、辞退者に代って請ずる僧侶を選定し、 には個人的都合で出仕を辞退 闕請定は十・十一世紀には次のような形で行なわれる。僧名定ののち綱所によって廻請がなされるが、僧侶の中 (闕請) するものが何人かいる。そうした僧侶はその際、 綱所を通して「辞書」を行

の里亭で行なわれた。三度目以降は行事弁が独自に補塡したと思われる。(3) われるものであった。ただ、仁王会の事例からすると、一度目の闕請定は陣座で、二度目は行事上卿ないし行事弁われるものであった。 (3)

欠席に対して、朝廷は厳しい処置に出たということが指摘できる。例えば、万寿二(一〇二五)年十月十九日には、 - 指故障」なく季御読経の出仕を辞退する僧侶については、他の仏事への公請も停止することが宣旨として出されて また、闕請の問題とも係わることだが、この時期は、季御読経についての理由のない辞退、あるいは当日の無断

(3)御前僧定

最後に御前僧定について検討する。

の見解が入ることはない。奏上ののち、御前僧定文は行事弁・史を通して綱所に下され、 中から二十人の御前僧が選定された。そののちに内覧奏上がなされるのだが、それまで御前僧の選定に天皇や摂関 かし、この時期においてもさらに次のような変遷があった。すなわち、十世紀末~十一世紀初頭において御前 綱所が御前僧を催す。

この時期には御前僧定が本来的機能を有しており、上卿の主導する陣定の形態で、既に決定している請僧百人の

選定奏上し事前に綱所に催させる方式(38) 闕請定ののち、季御読経の行なわれる数日前の陣定で、決定した請僧百人の中から、予め御前僧二十人を

僧定は⑦の方式から①の方式に変化する。

1 読経開始直前の御前僧定に提出し、それを参考に御前僧を選定奏上する方式(37 の初日の朝に、 行事弁が当日の見参僧の中から御前に候するに相応しい僧侶を記し、 それを季御

ることが行なわれた。(他)

そして、このいずれの場合でも、この時期は御前僧が遅参などで不足する場合は、南殿から新たに僧侶を召し加え 善」と『北山抄』に述べられていることからも明らかである。即ち、このころより徐々に顕在化する僧侶の遅参や(38) 欠席への対策として、御前僧定が事前に行なわれる⑦の形態から当日に行なわれる④の形態に変化したのであろう。 ⑦から①への変化は、臨時御読経の場合でも、「近例臨期奉||辞書|、初日多遅参、仍当日旦、記||取見参||定奏為」

般的な国家的法会の請僧は朝廷による僧名定によって決定されているのであり、綱所は請僧の選定に与れないので るが、この時期の綱所の請僧機能を強調して考えることはできない。季御読経にみられたように、十世紀には、(4) どにとどまるのである。土谷恵氏は九・十世紀には多様化された請用沙汰を僧綱所が行なっていたと指摘されてい が確認できる。綱所の役割は寺家と朝廷との伝達、事務手続き、さらに選定された僧侶を確実に出仕させることな 僧は三段階とも行事所の主導によって陣定の形態で決定されており、綱所は僧名決定には全く係わっていないこと 以上、十世紀から十一世紀前半にみられる季御読経の請僧形態について考察した。それによると、季御読経の請

二 季御読経請僧形態の変質(十二世紀以降)

ここでは十二世紀以降にみられる、変質した季御読経の請僧形態について検討する。

(1)僧名の決定

十二世紀以降僧名定に提出される文書の種類が変化していることは、既に表1によって確認した。この時期には、

かも、建仁二(一二〇二)年の事例では「今度可」候之僧名」は「綱所進」之」とされており、(タヒ) 史によって僧名定の場に提出される文書は、基本的に「旧定文」と「今日可;請定;僧名」の二種類のみである。 既に僧名が決定し、綱所によって執筆され提出されているのである。それでは、この請僧は僧名定以前のどの段階 僧名定以前の段階で

でどのような形で決定しているのだろうか。 そうした事情を示すものとして天福元(一二三三)年の次の史料を挙げる。

季御読経召僧事、 綱所申:|御教書|之間書給了

園城寺五口

東大寺五口

興福寺十口

延暦寺十口

御教書書様

来廿一日可、被、行、春季御読経、、興福寺分僧十口、

任」例可下令二請定一給」者、

依_{ii}摂

政殿御消息之旨事」、以;;此旨;可ႊ令>計;;披露;給よ、経光恐惶謹言

右少弁経光

五月十一日

進上 東門院法印御房(48)

請定することを要請しているものである。四箇大寺で合計三十人の僧侶が請定されることになる。このような御教 る請定人数に従って、四箇大寺の別当・長吏・座主に御教書を発送し、各寺において指定された人数の僧侶を直接 この史料は、 来る五月二十一日から始まる春季御読経に備えて、 僧名定の前日に、行事弁広橋経光が綱所の申請す

書は文永七(一二七〇)年にも確認できる。

季御読経諸寺召僧事、仰テュ遣長吏別当等;、公文従儀師注テュ進之;、御教書給;;綱所使;、是例也、寒、サロ、トサ、サ、トサート、、ル暦サ、、ル暦サ、、ル暦サ、、ルロサート、。と文従儀師注デ進之;、御教書給;;綱所使;、是例也。(エイト)

して、このような四箇大寺への請定要請による南殿僧の確保は、十一世紀までの本来的な季御読経の請僧方式とは(※) 当等は諸寺単位に請定を行ない、それらの僧侶に出仕を下知し、こうして定まった請僧名を請文の形で提出するの 全く異質なものであるということがいえる。 であろう。この請文に基づいて、綱所は「今度可候之僧名」を執筆し、それが僧名定に用意されると思われる。 更別当等」は「皆可…下知」之由」という内容の「請文」を出している。つまり、 所を通して四箇大寺の別当等に請定要請の御教書を発送しているものである。 これも天福元年の場合と同様、綱所が先例に基づいて各寺の請定僧数を注進し、(#) こうした御教書に応えて、 御教書の要請に応じて、諸寺の別 それに応じて行事弁吉田経長が綱 そ

教書の奉者である行事弁広橋経光がそのことを説明してくれる。 それでは、何故このような請僧方式への移行がみられたのであろうか。天福元年の諸寺別当等への請定要請の御

予兼日僧侶催促事、 問『答綱所』(中略)、細々以『御教書』譴責、 就:|綱所散状|申:|御點|、可>被>付:|官使|之由

を確実に出仕させる役割を有しているということを指摘したが、御教書の形で四箇大寺の別当等へ直接請定要請す つまり、この請定要請の御教書は、出仕を拒みがちな僧侶を催促し、譴責するための手段なのである。 うになっていたと思われる。

十二世紀になると、

御前僧の選定方法も変質する。

もの僧侶を法会に催すことは、 がとられたと思われる。そして、このような請僧方式が成立したため、僧名定そのものは儀礼化・形式化している ることによって、綱所は僧侶の欠席へ対処しようとしたのであった。僧侶が出仕を拒みがちな状況において、 困難なことではなかったか。このため南殿僧に関しては、殊更このような請僧形態

②闕請定の形式化

ことが考えられる。(5)

闕請定についても、十一世紀段階と比べて変質がみられる。

このことは闕請定が儀礼化していることを示している。実質的な闕請の補塡は闕請定とは別に内々に行なわれるよ いて一度しか確認できないようになる。そして、闕請定において補される闕請者の人数はいずれも三人に留まる。(ほ) まず、十一世紀までは、闕請出来のたびごとに行なわれていた闕請定が、十二世紀になると一回の季御読経につ

十二世紀以降にはそのようなことは確認できない。季御読経への出仕を拒む僧侶がいた場合、朝廷は綱所を通じて さらに、十・十一世紀においては、 理由のない闕請や当日の無断欠席には、公請の停止という形で対処をしたが、

再三出仕を催促するだけであった。ただ、既にみた天福元年の事例のように、 時にはみられた。いずれにしろ、闕請に対する対策も十一世紀までと十二世紀以後とでは全く変化して 官使を派遣して僧侶の出仕を督促す

(3)御前僧確保の方法 いるのである。 天皇家あるいは蔵人方の主導で先に決定されてしまうのである。 いて頭中将にこの旨を問い正している。すなわち、それまで行事所の主導で陣定の形態で決定されていた御前僧が、いて頭中将にこの旨を問い正している。すなわち、それまで行事所の主導で陣定の形態で決定されていた御前僧が、 きる。そこでは、「御前僧本廿口」であるのに御所より下賜された御前僧交名は二十四口に及んでおり、上卿は驚 定は形式化しているのである。このような状況は翌長承元(一一三二)年五月十五日の季御読経の場合にも確認で 御所において御前僧が決定されているのであり、上卿は御所より下された御前僧交名に従うだけであった。 「給」綱所」令」清書」付」史、々入」筥進」「上卿」歟」 としている。いずれにしろ、 御前僧定が行なわれる前に、(ミシ) いるのである。もっともこうした在り方については、『長秋記』では「今年始如、此」だとし、以前は御前僧交名は 天承元(一一三一)年五月二十一日は春季御読経の初日であったが、上卿の主導する御前僧定以前に鳥羽殿にお 御前僧が既に内々に定められている。そして、「御前僧交名」は頭中将を通して「自|御所|被」下||上卿|」て 内々に 御前僧

確認できる。この時期、三講に出仕できる四箇大寺僧のみが御前僧を勤仕するようになっていったのではないか。 れて、それらの法会に出仕した僧侶が、季御読経の御前僧として出仕するという慣例ができあがっているようであ 勝講聴衆并僧綱已講等宗々被、召也」とある。 つまり、 最勝講或いは法勝寺御八講等の法会が整備されてくるにつ 講、法勝寺御八講聴衆勤仕輩」である。また、平安末期に著された『季御読経問答』第四では、御前僧について「最(55) 一七一)年三月の事例をみると、御前僧二十人中、僧綱四人を除く十六人がいずれも四箇大寺の僧侶であることが る。そして、『季御読経問答』第四によって、御前僧の所属寺院の明らかな仁安三(一一六八)年五月や嘉応三(一 よらになることである。嘉応元(一一六九)年三月二十二日の季御読経の御前僧は、僧綱・三会已講の他は「最勝 さらに、この時期の特徴としてもうひとつ指摘できることは、御前僧に選ばれる僧侶が特定の僧侶に限定される

いたということが指摘できるのである。 つまり、十二世紀以降は南殿僧ばかりでなく、 御前僧についても基本的に四箇大寺僧に依拠した請僧が行なわれて

ことが全くなくなっている。これは御前僧と南殿僧がそれぞれ別々の方式で確保され、両者が峻別されていること また、十一世紀以前の段階と異なって、この時期は御前僧が遅参などで不足しても、 南殿から僧侶を召し加える

御所

南

を示すものであろう。

は全く形式化・儀礼化しているのである。 な変化の結果、 決定に寺家権門側の意向が反映しやすい状況になってきているということがいえるのではないか。そしてこのよう 殿僧の一部についてだけではあるが、 うことになっており、その限りでは、請僧の選定に寺家が関与することができた。しかし、十二世紀以降には、 直接四箇大寺に請定されることが確認できた。これまでにも諸寺凡僧の変更については、寺家の解文によって行な において蔵人方の主導で、内々に四箇大寺の僧侶の中から選定され、 以上、十二世紀以降にみられる変質した季御読経の請僧方式について検討した。それによって、 十・十一世紀前半の段階には請僧の場であり互いに連関していた僧名定と御前僧定は、十二世紀に 四箇大寺が直接請定を行なうようになっているのであって、それだけ請僧 一方南殿僧は、 官方 (行事弁) 御前僧は、 の管轄の下、

Ξ 請僧形態の変化とその意義

期をもう少し限定できないであろうか。 御読経の請僧形態の変化の画期は、 十一世紀後半から十二世紀前半までの間にあることを指摘したが、その時 多くの国家的法会の請僧形態が十一世紀後半のこの時期に起ったということが指摘できるであろう。 (8) 書による請僧への変化であって、これは季御読経の請僧形態の変化の在り方とほぼ同様の内容である。このことか たということが想定できるのではないだろうか。さらに言うならば、一代一度仏舎利奉献儀や季御読経に限らず、 らすれば、既述したような季御読経の請僧の変化は、この仏舎利奉献儀の請僧方式の変化と時期を同じくして起っ 請僧形態が変化しているということがわかる。しかも、それは御前における僧名定から、綱所の注進に基づく御教 経光の発言から、延久年間(一〇六九~七四)から寛治年間(一〇八七~九四)にかけて一代一度仏舎利奉献儀の 侯、延久於||御前|被\定||僧名|候、寛治以後皆綱所随||注進|被\遣||御教書||候也」と申し述べている。ようするに、 の議論がなされている。その中で、奉行職事広橋経光は関白九条道家に「仏舎利可;|相催||之僧名綱所如」此令;|注進 のであると考える。寛喜元(一二二九)年六月二十七日には、一代一度仏舎利諸社奉献儀の請僧の在り方について 季御読経ではないが、次の事例はこうした国家的法会における請僧形態の変化の時期をより明確にしてくれるも

答えることはできないが、ここではそうした変化の起る背景について二三の問題を指摘しておきたい。 なぜこの時期に季御読経をはじめとした国家的法会の請僧形態は変化するのだろうか。その問

季御読経の用途調達の困難化に伴う僧侶への布施供米支給の減額が考えられる。このため、僧侶たちは季御読経 においては、「僧布施供米無」之、僧侶者唯煩!催促!」という事態が確認できる。。そうした僧侶の出仕の滞りに対処 の出仕を拒むようになるのではないか。かなり後の事例になるが、天福元(一二三三)年五月二十一日の季御読経 まず、第一に挙げられることは、季御読経に対する僧侶の出仕の滞りという問題である。この原因の一つとして、 より厳密に請僧を行なっていくために請僧形態が変化したということが考えられる。

指摘できるのである。

形態の変化も起ったのである。

て、 いる例が多い。 も確立してくる時期である。 構的変質を遂げ、 られる四箇大寺の位置や意義については、今後具体的に検討される必要があろう。さらに、この時期は僧綱所が機 実には、 の依存という状況である。例えば、臨時の御読経においても、 請僧形態の変化の背景として、第二に指摘できることは、十二世紀以降の国家的法会の請僧における四箇大寺へ 十一世紀中葉以後の僧侶の出仕の滞りに対処し出仕僧教を維持しようとしたのであろう。この十二世紀以降み 専ら四箇大寺に依拠した請僧形態を取るようになっていた。そして、この四箇大寺に依拠することによっ 季御読経においても、建前としては儀式書通りに畿内の名僧を普く請僧する形式を取りながら、 惣在庁・公文制ともよばれるべき制度が成立し、また三会あるいは三講と総称される国家的法会 一連の寺院制度の変質と相俟って国家的法会の請僧形態も変化しているということが 十二世紀以降は、 専ら四箇大寺の僧侶が請僧され 現

十一世 変化する時期であり、 うになったのではないか。 するようになった寺家権門は公家側から相対的に自立し、その結果として請僧決定にも自らの意向を反映できるよ なくなるという事態には、 紀中葉から十二世紀にかけてみられるこうした国家体制の変化、寺院制度の一連の変化と揆を一にして請僧 十一世紀までは公家が独自に決定していた請僧が、 また院政も開始され権門体制ともよばれるべき中世国家が成立する時期である。このように 寺社勢力の権門としての自立化という背景があると考えられる。 請僧形態の変化が起る十一世紀中後半という時期は、 十二世紀以降、 諸寺別当に請定要請しなけれ いうまでもなく国家体制が大きく 独自の経済的基盤を有 ばなら

わ ŋ

お に

在り方についても見通しをたててみたい。

まず、十~十一世紀においては、原則として季御読経や仁王会にみられたような「年々僧名」「名僧帳」「諸寺解

最後に、これまで考察した季御読経の請僧形態とその変容を参考にして、それ以外の国家的法会における請僧の

そして、綱所の役割は請僧の事務手続きか、朝廷の請僧決定に基づいて僧侶を催すことであり、綱所は僧名決定に 外はある。千僧御読経のような極端に請僧数が多い場合は、朝廷で僧名を決定せず、寺家に請定させる方式をとる。(旣)

文」などの一連の文書に基づいて陣定(僧名定)で僧侶が選定されると考えられる。しかし、請僧の規模によって例

与ることはできない。

われる。そして、僧名定は多くの国家的法会において、儀礼化・形式化するのではないか。(66) 十二世紀以降になると、国家的法会の請僧は、基本的に諸寺別当に直接請定要請するような形態に変化すると思

さらに、中世の国家的法会と請僧はどのような全容を有しているのか、具体的に検討されていくべきであり、今後 般化することは差し控えなければならない。そして、いかなる法会においていかなる請僧方式がとられるのか、 ただ、個々の法会の請僧形態が具体的に考察されていない現段階において、季御読経で得られた結論をむやみに

注

の研究課題としたい。

1 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」(同『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五年)。

- 2 請僧」という言葉は、史料上は請ぜられる僧侶そのものをさす言葉として多くあらわれる。
- (3) 土谷恵「平安前期僧綱制の展開」(『史艸』第二四号、一九八三年)。
- 5 $\widehat{4}$ 土谷氏は、注(3)引用論文において、平安前期における僧綱の請僧機能を強調しておられる。 伊藤清郎「中世僧綱制の研究―鎌倉期を中心に―」(『歴史』五三輯、一九七九年)。 用されている史料を再検討してみると、請僧に僧綱がかかわる場合も確かに存在するが、それはあくまで事務手続き しかし、

上に限られ、請僧の正式な決定は基本的に朝廷においてなされている。

る。そして、請僧に関しても、基本的には公家側が僧名決定権を有しているのである。 立」〔『史学雑誌』九一編一号〕)や平雅行氏(「中世仏教と社会・国家」〔『日本史研究』二九五号、一九八七年〕)によ 伊藤氏は僧綱所の機能を強調しすぎているのではないか。 既に、 牛山佳幸氏(「僧綱制の変質と惣在庁・公文制の成 ような前者の請僧方式は、伊藤氏の示す史料をもってしてはその存在を証明し得ない。後者の請僧方式についても、 の。もう一つは、 給して公事の運営責任者を僧侶の中から任命し、その僧侶が中心となって請僧の手配を行い仏事を経営するというも 制の機能について考察する中で、請僧の在り方として次の二つの方式を想定している。一つは、 って明らかにされているとおり、中世の僧綱制は大きく変質しており形骸化し形式的な役割しか果たさなくなってい 鎌倉期の国家的法会の請僧については、伊藤清郎氏が考察されている〔注(4)引用論文〕。 直接僧綱所が仏事に参加する僧侶を選定動員し経営するというものである。しかし、伊藤氏のいう 伊藤氏は中世の僧綱

- 7 6 季御読経の成立過程や儀礼構成については、倉林正次氏が詳細に検討されている(倉林「季御読経考」 『神道宗教』一〇 本稿では、季御読経とよく似た請僧形態をとる仁王会や臨時御読経の事例によって補足しながら考察を展開する。
- ○号、一九八○年〕、同「御斎会および季御読経における論義」〔同『饗宴の研究』歳事・索引編、桜楓社、一九八七年〕)。
- 8 長和四(一〇一五)年の仁王会の上卿を左大臣藤原道長より命ぜられた藤原実資は、続いて「擇ハ定堪能僧」可ハ奏行ハ」 するものであった。 きことを命ぜられている(『小右記』同年五月五日条)。このように、僧名定とは上卿の主導で「堪能僧」を選び奏上 なお、「僧名」とは請僧の名前が書かれている定文のことだが、この言葉で、 請償そのものをさ
- 9 事例は少ないが、同様の事態は仁王会においてもみられ、それは表2によって確認できる。つまり、仁王会僧名定に

15 16 13 11 14 12 10 そのほかに「次第」という形で請ぜられる僧侶がいる。 『江家次第』巻第五、季御読経事。なお、『江家次第』は十二 季御読経の前身である九世紀の恒例宮中大般若経転読会にお 『江家次第』には、三会已講についてしか記されていないが、 『江家次第』巻第五、季御読経事。 (『日本三代実録』仁和三年八月十八日条)。 ける請僧の理念は「宿徳名僧百口」を請ずることにあった る (『小右記』同日条)。 元興寺、大安寺、西大寺、薬師寺、法隆寺の十箇寺だけであ 治安元(一〇二一)年三月七日の大極殿千僧御読経において、 それ以外の有職凡僧も含めて考えるべきである。 例えば、治安元(一〇二一)年十二月十八日の季御読経では、 請僧に係わった寺は延暦寺、東大寺、興福寺、東寺、西寺、 開始直前に御前僧定がなされている(『小右記』)。 きく異なり、それはやはり、仁王会の請僧形態の変化を示し 「次第」という請じ方の実態はいまのところ不明である。 二回にわたって闕請定が行なわれた。そして、その十八日の 十二月十三日に僧名定が行なわれ、十六日と初日の十八日の ていると考える。 提出される文書も十一世紀前半までと十二世紀以降とでは大 この

の部分には「近例」という言葉でそれ以前の儀式次第との相十一世紀段階の内容を示していると考える。というのは、こ世紀初頭に成立するものだが、この季御読経に関する部分は

表 2 仁王会僧名定に提出された文書

年月日(年代)	提 出 文 書	典 拠			
寛仁 1 (1017)年 9月26日	・代々一代仁王会定文 ・僧綱,阿闍梨,諸寺名僧帳 ・聖神寺解文	『小右記』			
寛仁 3 (1019)年 5月19日	・前々定文・僧綱交名・内供阿闍梨交名・名僧帳	『小右記』			
万寿 4 (1027)年 2月19日	・綱所進死去勘文 ・寺々解文	『小右記』			
建仁 2 (1202)年 9月20日	・旧定文 ・今度可候之僧名	『猪隈関白記』			
貞永 1 (1232)年 3月9日	・去年僧名 ・今度僧名土代	『民経記』			

を語っているとみなすことができるからである。 違を説明している箇所がみられ、従ってその箇所以外は基本的に「近例」以前の段階(つまり十二世紀以前)

- (17) 『小右記』 寛仁元年九月二十六日条。
- 18 「軸輪転名帳」と「諸寺名帳」とは同一の帳簿であり、 にふさわしい諸寺凡僧を網羅して記載しているものと思われる。これは、請僧において諸寺凡僧の追加や変更を行な 季御読経や仁王会等の法会に軸請ないし輪転として請ずるの
- 19 例えば、寛仁元(一〇一七)年九月二十六日に行なわれた仁王会の僧名定では、史が提出した文書に「僧綱、 諸寺名僧帳」が存在する(『小右記』同日条)。また、同年十月二十五日に行なわれた賀茂行幸御祈十社御読経の僧名 うときに参照されたのではないか。
- 20 長元元(一〇二八)年十月十三日の季御読経僧名定に提出された死去勘文には、先日死亡した僧正院源のことが記さ 定においても「僧綱、已講、内供、阿闍梨名帳」とよばれる文書が用意されている(『小右記』同日条)。
- (2)『小右記』治安元年十二月十二日条。れている(『小右記』同日条)。
- (22)『小右記』寛仁元年九月二十六日条。
- 23 万寿二 (一〇二五) 年の仁王会の事例だが、三月一日には「嘉祥寺解文」なるものが奏聞されている。その内容は「彼 りの凡僧を推挙するものであったと考えられる。 寺講師観悟死闕替以可、被、補」ということであった。この史料からも、 諸寺解文とは諸寺凡僧の死闕を補うため、代
- (24)『小右記』長元三年四月二十三日条、同万寿二年十月二十三日条。
- (25) 『西宮記』巻五、季御読経。
- (26) 『小右記』寛仁二年三月闕日条。
- 27 仁王会の事例だが、万寿四(一〇二七)年二月十九日の仁王会定では、 て「一々補||死闕|」している(『小右記』同日条)。 綱所が進めた「死去勘文并寺々解文」によっ
- 28 寛仁二(一○一七)年三月の例では、新たに僧綱を加えたところ、 止められている。そして「僧綱少可、複、本也」ということが確認されている(『小右記』同年三月闕日条)。長元元年 僧数が一人多くなり、そのため東寺の軸請

十月には、死去勘文によって僧正院源の死去が確認され、止められていた安祥寺がもとどおりに軸請に入れられてい る(『小右記』同年十月十三日条)。

(29) 『小右記』長和元年五月四日条。

30 『小右記』万寿元年十月二十一日条 で は従儀師が廻請の署名を得るため、時の法務である天台座主院源僧正のところ

31 に参ったが、院源は「仰ヒ威儀師可□持来「由+」 せて署名せず、このため廻請が滞っている状況がみられる。

32 治安元(一〇二一)年十二月十六日には、季御読経上卿藤原実資は「御読経行事左少弁義忠朝臣」に辞書の枚数につ 『小右記』万寿四年五月十二日条には「辞書者兼日可」付|綱所」」とある。 いて問うている(『小右記』同日条)。

33 『西宮記』巻五、季御読経、『御堂関白記』寛弘元年三月二十四日、二十七日条等。

(35)『小右記』万寿二年十月十九日条。(34)『江家次第』巻第五、仁王会事。

(36)『西宮記』巻五、季御読経、『権記』長保五年三月九日条等。

37 『江家次第』(巻第五、季御読経事)には御前僧定について、「弁預記ト取見参僧堪ト(候|)御前 | 之廿口 サ 令ト入ト筥」 とある。

(38) 『北山抄』巻第六、臨時御読経事。

この時期御前僧が揃わないことがしばしばみられる(『小右記』寛仁三年二月二十三日条)。また、 当欠員していることがあった(『小右記』万寿元年十月二十六日条)。 南殿僧も当日に相

(4) 『小右記』寛仁三年二月二十三日条。

(41) 土谷注(3)引用論文。

 $\stackrel{\frown}{42}$

『猪隈関白記』建仁二年六月十六日条

44 43 「民経記」天福元年五月十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。

45 『吉続記』文永七年八月二日条。 東大寺、興福寺、延暦寺、園城寺の四寺は普通総称されて「四箇大寺」とよばれる。

ここにみえる「注進」についてだが、単に請定の僧数についてのものではなく、具体的な僧名までも注進しているこ

認できない。

文永七年の事例の「注進」の内容も同様に考えた。 とも考えられる。しかし、天福元年の場合は、あくまで綱所は各寺の請定僧数を申請しているにすぎないので、この

- 47 「民経記」天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。
- 48このような請僧三十人の四箇大寺への直接的な請定は、 二十二日条)。 そこでは南殿僧八十人のうち、 五十人は僧綱と有職凡僧によって確保され、残り三十人の諸寺凡僧分 既に嘉応元(一一六九)年にみられる(『兵範記』同年三月
- 49 「民経記」天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。

がこうした四箇大寺への請定によって整えられている。南殿僧の僧綱や有職の請僧方式は不明である。

- 50 このことは僧名定が季御読経の当日に行なわれていることからも窺われる。仁安二(一一六七)年七月二十四日は季 葉』同日条)。十二世紀以降、このような季御読経当日の僧名定は頻繁にみられる。 御読経の初日であったが、その前に僧名定を行ない、 続けて御前僧定を行なったのち、 法要が始められている(『玉
- 51 る予定でありながら慣例的に僧名定文に列記された上位の僧綱を、形式的に補塡するものにすぎなくなっていること 請定文に現れる闕請者三人なのである(『山槐記』同年三月十六日条、二十日条)。このことは闕請定が、予め闕請す 定文と闕請定文の具体的内容が明らかなもので確認すると、僧名定文の最初に現れる僧綱の上位三人が、奇しくも闕 『山槐記』寿永二年三月二十日条、『猪隈関白記』建仁二年六月二十二日条。特に、寿永二年三月の事例のように僧名
- 52 「民経記」天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。
- (53) 『長秋記』 天承元年五月二十一日条
- (54) 『長秋記』長承元年五月十五日条。
- (55) 『兵範記』嘉応元年三月二十二日条。
- (56) 東大寺図書館蔵
- まこの法会が行なわれた初例としている。そして、十二世紀以降は御前僧を補うために南殿僧を召す事例が一例も確 『初例抄』(『群書類従』二四輯所収)では、寛治六(一〇九二)年十二月十六日の例を、「季御読経御前衆不足」のま

- 58 『民経記』寛喜元年六月二十七日条。この仏舎利奉献儀は同年八月八日に実施されている(『玉藥』同日条)。
- 59 ただ、この仏舎利奉献儀の場合は綱所が僧名を注進していると考えられる。しかし、このことは必ずしも綱所の権 所はそれを取りまとめて朝廷に注進しているだけであると考える。綱所の機能はあくまで事務手続きに限定されてい ぎないのではないか。そして、実際の僧名決定は季御読経にみられたように四箇大寺等の有力寺家権門が行ない、綱 の増大を意味するのではない。朝廷が、僧名の選定という事務手続きを放棄し、それを綱所に委ねたということにす
- 60 既に注(9)で指摘したが、仁王会の請僧形態も、季御読経と同様に十一世紀後半から十二世紀前半にかけて変化す るのである。
- 61 「民経記」天福元年五月二十一日条(『大日本史料』五編之八、五月二十一日条所収)。 『民経記』貞永元年七月二十七日条(『大日本史料』五編之八、 七月二十七日条所収)。 また寛治五(一〇九一)年六
- しきりにみられる。 いる(『中右記』寛治五年六月二十三日条)。四箇大寺に一日交替で読経をさせるという請僧方式は十一世紀後半以降 月には、一日交替で三日間、四箇大寺のうち延暦寺・園城寺・興福寺の三寺のみに紫震殿六十僧御読経を行なわせて
- 64 63 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、一九七二年)、黒田俊雄「中世の国家と天皇」(岩波講座『日本歴 牛山注(5)引用論文。
- 65 長元五(一〇三二)年六月二十二日に行なわれた千僧御読経では、請僧は「只経」宣旨於寺々」」すのみであって、 史』中世2、一九六三年)。

諸

66 しかし、これも請僧の規模に左右されるようである。『長秋記』永久元年二月十五日条の事例では、 の請僧について、「取1替六十口僧名1所_進也、仍有1寺付1、卅口無1寺付1也」とある。つまり十二世紀以降において 寺に請定させているようである(『小右記』同日条)。 請僧が三十人以下なら寺家に請定要請しないようである。 (甲府南高校教諭)